

八頭町デジタルポイント（やずP）利用規約

2026年7月24日に規約を改定します。

改定内容は以下の通りです。

条文	内容
第18条 端末またはカードの盗難・紛失等	3項を追加し、カード再発行手数料について明記します ＜追加条文＞ 3. 前項に基づくカード再発行にあたっては、利用者は、本協議会が別途定める再発行手数料を支払うものとします。

第1条 総則

1. 本規約は、株式会社山陰合同銀行（以下「ごうぎん」といいます。）が提供する「さんいんウォレットシステム」（以下「本システム」といいます。）を利用して、八頭キャッシュレス準備協議会（以下「本協議会」といいます。）が発行・運営する八頭町デジタルポイント「やずP」（以下「本ポイント」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者が本ポイントを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。
2. 利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意の上、本ポイントを利用するものとします。
3. 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合は、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人の必要な同意を得たうえで本ポイントを利用するものとします。
4. 利用者は、本ポイントを個人利用の目的でのみ利用するものとします。

第2条 定義

本規約で用いる用語の定義は、別途定めのない限り次のとおりとします。

- (1) 「さんいんウォレットシステム」とは、ごうぎんが提供するデジタル地域通貨システムをいいます。
- (2) 「やずP」とは、本システム上で本協議会が、本システムの利用者に対して提供するポイントで、本協議会が指定する店舗のみで利用できるポイントをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。
- (3) 「アプリ」または「本アプリ」とは、本システムを利用するためのインターフェースとしてごうぎんが提供するスマートフォン用のアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (4) 「カード」とは、本システムを利用するために利用する二次元コード付きの専用カードをいいます。
- (5) 「利用者」とは、さんいんウォレット利用規約および本規約を承認のうえ、本システムおよび本ポイントを利用する者をいいます。
- (6) 「アカウント」とは、本システムにおいてごうぎん所定の手続きを経て利用者に付与される、本システムを利用するために必要なアカウント（権限、個人認証情報）をいいます。
- (7) 「利用者端末」とは、本アプリをダウンロードの上、ごうぎん所定の方法により利用登録された利用者自身のスマートフォンをいいます。
本アプリを利用できる利用者端末の環境は、ごうぎんが別途公表するものとします。
- (8) 「加盟店」とは、ごうぎんとさんいんウォレット加盟店契約を締結し、本システムの利用により、利用者に対象商品等の販売または提供を行う店舗をいい、ごうぎん所定の加盟店マークを表示する店舗をいいます。
- (9) 「対象商品等」とは、加盟店によって販売される商品または提供される役務のうち、本システムにより代金

決済ができる商品およびサービスをいいます。

ただし、ごうぎんが別途指定する商品またはサービスは除くものとします。

第3条 ポイントの付与・受領

1. 利用者は、本アプリ、またはカードを通じ、本ポイントを受け取ることができます。
2. 本協議会が、当該利用者に対して発行する本ポイントは、さんいんウォレットシステムにより、本ポイントが付与された時点で受け取ったものとみなします。なお、本ポイントには利息はつきません。
3. 本ポイントを受け取るためのカードは配達記録その他送達状況を確認できる方法により配達完了が確認されたときは、当該カードは当該世帯の世帯主または世帯員に受領されたものとみなします。
4. 本協議会は、利用者が加盟店において対象商品等の代金を決済した場合であって、本協議会がポイント付与の対象として定めるときは、当該決済の完了後、本協議会所定のポイントを当該利用者に付与するものとします。

第4条 ポイントの譲渡

利用者は、本ポイントを第三者に譲渡し、貸与し、または承継させることはできません。

ただし、利用者が未成年者である場合、または高齢、障がい、傷病その他の事由により自ら本ポイントを利用することが困難である場合には、当該利用者の親権者、家族その他利用者を補助する者が、利用者本人のために、当該利用者のカードを使用することができるものとします。

この場合における当該カードの使用は、利用者本人による使用とみなし、当該使用により生じた結果については、利用者または利用者の親権者が責任を負うものとします。

その際、当該カードの使用により利用者またはその他の第三者に損害等が生じた場合であっても、本協議会に故意または重過失がある場合を除き、本協議会は責任を負わないものとします。

第5条 決済

1. 利用者は、本ポイントを、加盟店との間の対象商品等の代金の決済に利用することができます。
2. 利用者は、対象商品等の代金の決済をするときに本ポイントでの決済を希望する場合、本アプリ上またはカードの提示により本ポイントによる決済を指定するものとします。
3. 前項に基づき本ポイントによる決済が指定された場合において、対象商品等の代金に相当する額が本ポイントの残高を超過するときは、利用者は、その不足する金額を現金その他の方法で加盟店に支払うものとします。

第6条 残高確認方法

1. 本アプリの利用者は、残高確認画面において、本ポイントの残高を確認することができます。
2. カードの利用者は、加盟店の読取り端末でカードの二次元コードを読み取ることで、本ポイントの残高を確認することができます。
3. システムの不備、加盟店からのごうぎんに対する返金処理に係る連絡の遅れ、その他の理由により、実際のポイントの残高と残高確認画面に表示されるポイントの残高が異なることがあります。その場合であっても、本協議会およびごうぎんは、自己に故意または重過失がある場合を除き、表示残高との一時的な不一致により利用者が生じた損害について責任を負わないものとします。

第7条 ポイントの有効期限

1. 本ポイントの有効期限は、獲得するポイントごとに有効期限が異なります。なお、指定した期限の翌日の午前0時をもって失効するものとします。有効期限を過ぎた未使用の本ポイントは消滅するものとし、その後の利用はできないものとします。
2. 本協議会は、失効したポイントに相当する金額の返金を行わないものとします。
3. 本協議会は、前二項に定める取扱いにより利用者に生じた損害について、本協議会に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第8条 転出時の取扱い

1. 利用者が八頭町から転出した場合であっても、本アプリを利用しているときは、引き続き本ポイントを利用することができます。
2. 利用者が八頭町から転出した場合で、カードを利用している利用者は、本ポイントの利用はできません。
3. 前項の場合、利用者は転出までに、本協議会またはごうざんが別途定める方法により本アプリへ移行するか、または当該カードを廃棄するものとします。

第9条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、第4条「ポイントの譲渡」に定める場合を除き、本協議会の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与、相続その他の処分をすることはできないものとします。

第10条 加盟店または他の利用者等との紛争

1. 本協議会は、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。
2. 利用者が、本ポイントを利用して購入または提供を受けた商品等の取引について、債務不履行、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合、本協議会は利用されたポイントの返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。
3. 前項の場合においても、利用者は、本協議会および当該加盟店に対し、ポイントの利用の取り消しを求めることはできないものとします。
4. 利用者は、本ポイントに関して他の利用者または第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して本協議会が対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限られません）の支出を余儀なくされた場合、利用者はその全額を本協議会に支払うものとします。

第11条 インターネット接続環境

1. アプリでの本ポイントの利用には、インターネットに接続する必要があり、利用者の費用と責任において、本ポイントを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。
2. 本協議会は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し保証せず、また関与せず、利用者に対するサポー

トも行いません。また、本協議会は、本ポイントがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。ごうざん所定の動作環境においてのみ利用できるものとします。

3. 利用者は、アプリでの本ポイントを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、本ポイントを利用するものとします。
4. 利用者がインターネット回線を通じて行う本システムへの入力、アカウントの解約その他の手続は、本システムに当該手続の内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。

第12条 免責

1. 本協議会は、本ポイントについて、事実上または法律上の不備・不具合（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを法令上求められる範囲を除き、明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 利用者が本ポイントを利用することができないことで、当該利用者に生じた損害等について、本協議会はその責任を負わないものとします（当該不利益または損害が本協議会の故意または重過失による場合を除きます）。
3. 本協議会は、災害・事変等、本協議会の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本ポイントの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 本協議会は、本ポイントの提供の停止、終了または変更、本ポイントの利用によるデータの消失または機器の故障、利用者が本ポイントの利用のために使用するスマートフォン等の端末またはカードの盗難・紛失、アカウント情報や二次元コードの詐取・漏洩等、その他本ポイントに関連して利用者または第三者が被った損害につき、本協議会に故意または重過失がない限り、賠償する責任を負わないものとします。
5. 本協議会は、ごうざんが送信を受けたアプリログインパスワードまたは暗証番号について正当なものであると確認して取扱った場合、当該取引に係る一連の通信はすべて正当な権限を有する利用者により行われたものとみなします。

また、盗難や紛失等による利用停止の手続が行われていないカードを提示され、加盟店が取扱った場合、当該取引に係る一連の取扱いはすべて正当な権限を有する利用者により行われたものとみなします。

これらの場合において、本協議会に故意または重過失がない限り、本協議会は、不正利用その他事故等により生じた損害について責任を負わないものとします。

6. 本協議会が本規約等に基づき利用者に対して責任を負う場合においても、本協議会の責任は、本協議会の過失による債務不履行または不法行為により利用者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。また、逸失利益については、本協議会はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

第13条 損害賠償

1. 利用者は、自身の責任において本ポイントを利用するものとし、本ポイントの利用において行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者が本規約に違反した場合、故意・過失を問わず、当該違反により損害を受けた他の利用者および第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。また、利用者がかかる違反行為を

行ったことにより、本協議会が損害を被った場合には、当該利用者は損害を賠償するものとします。

第14条 利用の停止・契約解除

1. 本協議会は、利用者が次に掲げる事項に該当した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、本ポイントの全部または一部の利用を停止し、または契約を解除することができるものとします。この場合、本協議会は、法令上必要な場合を除き、利用者に対してその理由を開示する義務を負わないものとし、本協議会に故意または重過失がない限り、これにより利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 利用者が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、利用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (4) 利用者が本規約に違反した場合
 - (5) 前各号の他、利用者との取引継続を困難とする相当の事由が生じた場合
2. 前項に基づく契約解除の場合は、解除と同時に、利用者は本ポイントを利用することができなくなるものとします。この場合、本協議会は、当該利用者の本ポイントに関するデータを削除することができるものとします。
3. 契約解除時点で、利用者が保有する本ポイントその他本ポイントに関する一切の権利は自動的に失われるものとします。この場合、本協議会は、補償または返還等を行う義務を負わないものとします。
4. 本協議会は、第1項に基づく契約解除後も、法令または個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に基づき、利用者情報を保有または利用することができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。
5. 利用者は、第1項に基づく契約解除後においても、解除時点で本協議会またはその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務および債務（損害賠償支払義務を含みますが、これに限られません）を免れないものとします。
6. 本協議会は、第1項に基づく契約解除により利用者およびその他の第三者に生じた損害につき、本協議会に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第15条 利用者の申し出による本アプリの解約

1. 利用者は、ごうざん所定の手続を経て、本アプリの利用契約を解約することができます。
2. 利用者が本アプリの利用契約を解約した場合、本ポイントを利用することはできなくなります。
3. カードから本アプリへの切替後は、本アプリに記録された本ポイントをカードへ戻し、またはカードで利用できる状態に再設定することはできません。
4. 利用者が本アプリの利用契約を解約した場合、利用者が本アプリの解約時に本ポイント残高を有していた場合であっても、当該本ポイントに関する権利は失われるものとし、本協議会は補償、返還または再発行を行う義務を負わないものとします。
5. この場合、本協議会は、当該利用者の本ポイント残高その他本ポイントの利用に関するデータを削除することができるものとします。
6. 利用者は、第1項に基づく解約後においても、解約時点で本協議会またはその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務および債務（損害賠償支払義務を含みますが、これに限られません。）を免れないものとします。
7. 本協議会は、第1項に基づく解約により利用者およびその他の第三者に生じた損害につき、本協議会に

故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

8. 本協議会は、第1項に基づく解約後も、法令または個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に基づき、利用者情報を保有または利用することができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。

第16条 ポイントの一時停止

本協議会は、次に掲げる事由があると判断した場合、利用者に対し事前に通知することなく、本ポイントの全部または一部の提供を一定期間停止することができるものとします。

この場合、本協議会に故意または重過失がない限り、これにより利用者が生じた損害について責任を負わないものとします。

- (1) 本ポイントの運営上、システムの保守・点検等により、本システムを停止することが必要または適切と認める場合
- (2) 通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害または災害・事変等やむを得ない事由により、本システムを利用することができない場合
- (3) システムに負荷が集中した場合
- (4) 本ポイントの運営に支障が生じると本協議会が判断した場合
- (5) 利用者のセキュリティを確保する必要があると判断した場合
- (6) その他、前各号に準ずる事由があり、本ポイントの安全かつ適正な運営のために必要であると本協議会が合理的に判断した場合

第17条 ポイントの終了・変更

本協議会は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に本協議会所定の方法で通知または告知することにより、本ポイントの全部または一部を終了・変更することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化
- (2) 法令の改廃
- (3) その他本協議会のやむを得ない都合による場合

第18条 端末またはカードの盗難・紛失等

1. 利用者が本ポイントを利用するために使用するスマートフォン等の端末、またはカードの盗難、紛失、滅失、汚損もしくは破損があった場合、利用者の本ポイントの情報や二次元コードが詐取・漏洩にあった場合、またはその他本システムやカードの不正利用の可能性が生じた場合、利用者は直ちにごうぎん所定の利用停止手続を行うものとします。
2. 前項の場合において、利用者が引き続きカードによる本ポイントの利用を希望するときは、本協議会所定の手続により、カードの再発行を申請することができるものとします。
3. 前項に基づき再発行が行われた場合、従前のカードは当然に失効し、以後これを使用することはできないものとします。
4. カードの盗難、紛失、滅失その他従前のカードの現物を本協議会が確認できない事由により再発行を受ける場合、従前のカードに記録されていた本ポイント残高は、再発行されたカードには引き継がれないものとします。
5. カードの汚損または破損を理由として再発行を受ける場合、利用者は、従前のカードを本協議会に返却

するものとし、本協議会が当該カードの現物を確認したときは、従前のカードに記録されていた本ポイント残高を、再発行されたカードに引き継ぐものとします。

6. 本協議会は、利用停止の手続が行われる以前に利用された取引が、不正利用その他事故等であったとしても本協議会に故意または重過失がない限り、責任を負いません。

第19条 遵守事項・禁止事項

1. 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者端末またはカードを適切に管理および保管すること
- (2) 利用者端末に設定されたパスコードその他利用者が端末の使用権限を有する者本人であることを確認する手段（以下、「本人認証手段」といいます。）について、厳正に管理すること
- (3) 本システムの利用に必要となるアプリログインパスワードおよび暗証番号等を厳正に管理し、他人に漏らさないこと
- (4) 利用者端末がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策を実施しておくこと
- (5) カードは、第4条「ポイントの譲渡」に定める場合を除き、安易に第三者に渡さないこと
- (6) 加盟店で本ポイントを利用する際は、カードを店員に渡さず、必ず利用者自身の面前で処理してもらうこと

2. 利用者は、次に掲げる行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、その他、犯罪を構成もしくは誘発する行為
- (2) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (3) 公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為
- (4) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (5) 宗教活動または宗教団体への勧誘に本ポイントを利用する行為
- (6) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
- (7) 不正な方法により本ポイントや二次元コード等を取得し、または不正な方法で取得された本ポイントや二次元コード等であることを知って利用する行為
- (8) アカウントまたは本ポイントや二次元コード等を偽造もしくは変造し、または偽造もしくは変造された本ポイントや二次元コード等であることを知って利用する行為
- (9) 本協議会または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- (10) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（本協議会の認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、本協議会または第三者に対する嫌がらせや差別、誹謗中傷を目的とする行為、その他本ポイントが予定している利用目的と異なる目的で本ポイントを利用する行為
- (11) 本ポイントに関する本協議会のシステム（本協議会のサーバーやネットワークシステムを含みます。）に支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用して本ポイントを不正に操作する行為、本協議会のシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他本協議会による本ポイントの運営または他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (12) リバースエンジニアリングその他の解析行為、その他本ポイント提供の趣旨に照らして本来の目的とは

異なる目的で利用する行為

- (13) 自身のアカウント、利用者端末またはカードを他人に使用させる行為、および他人のアカウント、利用者端末またはカードを使用する行為（ただし、第4条「ポイントの譲渡」に基づく場合を除きます。）
 - (14) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他犯罪関与等に抵触する行為
 - (15) 選挙運動または政治活動に本ポイントを利用する行為
 - (16) アプリサービスを提供する目的から逸脱した行為
 - (17) 本協議会または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為
 - (18) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為
 - (19) その他、本協議会が不相当と判断する行為
3. 本協議会は、利用者が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または、利用者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用者に対し、是正を要請することができるものとし、利用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第20条 登録情報の変更

- 1. 利用者は、本システムに登録している電話番号、その他の登録情報に変更があった場合には、直ちにごうぎん所定の方法により変更手続を行うものとします。
- 2. 前項の登録情報に変更があったにもかかわらず、利用者がごうぎんに対して変更手続を行っていない場合、本協議会は、登録情報に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。
- 3. 利用者が第1項の変更手続を行わなかったことにより生じた損害について、本協議会に故意または重過失がない限り、本協議会は責任を負わないものとします。

第21条 通知等

- 1. 本協議会から利用者への通知、連絡等（以下、「通知等」といいます。）は、本協議会のホームページへの掲示、本アプリ内での掲示、登録された電話番号またはメールアドレスへの送信、その他本協議会が適当と判断する方法により行います。
- 2. 本協議会は、通知等が本協議会のホームページへの掲示、本アプリ内での掲示による方法で行われた場合、当該通知等を掲示した時点で、本協議会から利用者へ提供したものとみなします。
- 3. 本協議会は、届出のあった電話番号へのSMS送信またはメールアドレスへの電子メール送信により通知等を行った場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第22条 本規約の変更

- 1. 本協議会は、法令の変更、社会情勢、経済情勢、本ポイントの運営上の必要性その他相当の事由がある場合には、本規約を変更することができるものとします。
- 2. 本協議会は、本規約を変更する場合、変更後の内容および適用開始日を、本アプリまたはホームページへの掲載その他本協議会が適当と認める方法により周知するものとし、当該周知から適用開始日まで相当の期間を置くものとします。
ただし、法令上必要な場合、または変更の内容その他の事情に照らして合理的と認められる場合は、この限りではありません。
- 3. 変更後の本規約は、前項の適用開始日から効力を生じるものとします。

4. 本規約に定めのない事項については、法令その他本協議会が別途定める方法によるものとします。

第23条 個人情報の取扱い

本協議会およびごうぎんは、本ポイントおよび本システムの提供・運営に関連して取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に従い、適切に取り扱うものとします。

第24条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計または威力を用いて本協議会の信用を毀損し、または本協議会の業務を妨害する行為
 - （5）その他前記（1）から（4）に準ずる行為
3. 本協議会は、利用者が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、利用者に対して催告することなく直ちに本ポイントの利用契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 本協議会は、前項の規定に基づく本ポイント利用契約の解除により利用者に損害が生じた場合においても、利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第25条 問合せ窓口

本ポイントに関するご質問またはご相談は以下の窓口までご連絡ください。

- （1）カードに関するお問い合わせ先

八頭キャッシュレス準備協議会

電話番号：0858-72-0144（八頭町役場 商工観光室）

0858-72-2113（八頭町商工会）

開庁時間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分

閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（2）アプリ・システムに関するお問い合わせ先

さんいんウォレット運営事務局（株式会社山陰合同銀行内）

電話番号：0120-626-162

受付時間：平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

（銀行休業日を除く）

第 26 条 協議

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、利用者と本協議会との間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

第 27 条 準拠法

本規約に係る準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 28 条 合意管轄裁判所

利用者と本協議会との間で、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、本協議会の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2026 年 7 月 10 日現在